

令和 7 年度 第 2 期 論文式憲法試験問題

受験上の注意事項

- 1 監督者の指示がある前に、この問題を開くことを禁止します。
- 2 試験開始の合図により、解答を始めてください。この試験では、六法を貸与し、その使用を許可します。
- 3 試験開始の合図の後、印刷不鮮明等に気付いた場合は、黙って手を挙げ、監督者に申し出てください。
- 4 解答は、答案用紙に黒インクのペン又はボールペンにより書いてください。
消せるボールペンや時間の経過により字が消えるボールペンは使用しないでください。また、鉛筆は不可です。
- 5 試験時間は60分です。
試験開始後20分以内及び試験終了前5分間は、答案の提出及び試験室からの退出はできません。それ以外の時間に退出（途中退出）する場合には、黙って手を挙げ、自席で答案及び問題を監督者に渡してから退出してください。
- 6 この問題は、試験終了後、持ち帰ることができます。
- 7 次のもの以外は机の上に置かないでください。
受験票、筆記具、時計（計算機能等のないものに限る。）、眼鏡。
受験票は、氏名、受験番号が記載されている面を表にして、監督者が見やすい位置に置いてください。なお、上記以外のものについては、監督者の許可を得てください。
- 8 問題検討のためのラインマーカー及び色鉛筆の使用は、問題用紙に限り認めます。
- 9 携帯電話等は、必ず電源を切って鞆等にしまってください。
- 10 試験室内では、耳栓の使用はできません。
- 11 試験時間中の発病等やむを得ない場合には、黙って手を挙げ、監督者の指示に従ってください。
- 12 試験時間中の喫煙や飲食（ガム等を含む。）は、禁止します。
- 13 試験終了の合図とともに、直ちに筆記具を置き、監督者の指示を待ってください。
- 14 不正の手段によって試験を受け、又は受けようとした者に対しては、試験を停止し、合格の決定を取り消すことがあります。

〔憲 法〕

次の〔設例〕を読んで、後記〔設問〕に答えなさい。

〔設例〕

東京地方検察庁検察事務官は、贈賄被疑事件の証拠として、民間のテレビ局X社の取材ビデオテープ（以下、「本件ビデオテープ」という。）を差し押えた。上記の贈賄被疑事件は、A株式会社の取締役社長室長などの職にあった被疑者Bが、野党の衆議院議員Cに対し、同社の親会社の政官界工作疑惑に関する国政調査権の行使等に手心を加えてもらいたいなどの趣旨で、3度にわたり多額の現金供与の申込みをしたとされるものである。この間、X社は、C議員からの情報提供と依頼に基づき、被疑者BとC議員との面談状況を被疑者Bには覺られないようにビデオで隠し撮りした。撮影は、2度目の申込みの後、2回にわたって行われたが、うち第2回撮影分は、3度目の現金供与の申込当日のものであるとされている。C議員による情報提供と依頼は、捜査機関に対する告発に備え、あるいは、提供された現金の行方について、あらぬ疑いを避け、身の潔白を証明するため、証拠を保全するなどの意図の下に行われた。上記の撮影を終えた後、C議員は、被疑者Bを贈賄罪により東京地方検察庁検察官に告発したが、その際、決定的なビデオテープがX社にあるとして、これを証拠資料に援用している。検察官は、当初は本件ビデオテープ以外の証拠によって捜査を進めたが、事案の全容を十分に解明できなかった。すなわち、本件差押え前の段階においては、被疑者Bは現金提供の趣旨等を争って被疑事実を否認しており、またC議員も事実関係の記憶が必ずしも明確ではないため、他に収集した証拠を合わせて検討してもなお事実認定上疑問点が残り、その解明のため更に的確な証拠の収集を期待することが困難な状況にあった。そのため、検察官は、裁判官の差押許可状を得た上、検察事務官においてX社にある本件ビデオテープを差し押えたのである。本件ビデオテープの放映状況を見ると、第1回撮影分のビデオテープは、編集済みのものが差押えの2か月弱前に放映されており、第2回撮影分のビデオテープは、差押えの時点では未放映であったが、既に編集済みのものが差押え後その日のうちに放映されている。

X社は、差押処分の取消しを求めて準抗告を申し立てた。

〔設問〕

本件ビデオテープに対する捜査機関の差押処分が憲法に反しないかどうかについて論じなさい。なお、法人の人権については論じなくてよい。

